

介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための
調査研究事業

報告書

令和４年３月

一般社団法人日本福祉用具供給協会

はじめに

本事業は令和３年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の補助を得て、一般社団法人日本福祉用具供給協会が実施したものです。

指定福祉用具貸与事業者は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年３月３１日 厚令３７）第２０５条で準用する第３７条において、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされています。

福祉用具を適時適切に貸与し、モニタリングやメンテナンスを行っていくためには、用具に関する事故やヒヤリ・ハットの情報が関係者の中で共有され、事故の原因分析や未然の防止対策の検討が行われることが必要となります。

本事業では、都道府県、市区町村、福祉用具貸与事業所及び福祉用具製造業者に事故やヒヤリ・ハットに関する情報の収集・報告状況や当該情報の活用状況等についてアンケート調査及びヒアリングを行いました。

調査結果からは、事故報告のルールや報告書の様式が自治体毎に異なっているため、福祉用具貸与事業者は、報告すべき事故の判断に迷う場合があるなどといった課題も見られました。報告の範囲や報告様式の統一が望まれるとともに、事故の要因等を分析し事故やヒヤリ・ハットの予防のために情報を共有することが必要ではないかと考えられます。

福祉用具貸与事業所では、多くの事業所で事故防止のためのマニュアル等が作成されているなど事故防止に向けた一定の取組体制が整備されていることが確認されました。

福祉用具貸与事業所が介護事故情報を把握した後の情報の連絡先は、基準に定められている家族や介護支援専門員までがほとんどであり、他の介護サービス事業者への情報提供は少ない状況となっています。福祉用具を使用している要支援・要介護者の中には他の居宅サービス（訪問介護サービスや訪問看護など）を併用している場合もあります。このような他のサービス提供者との情報の共有も福祉用具を安全かつ安心して使用するためには必要なことと考えられます。

このような調査結果から、本調査研究事業では情報共有の一助となるよう「福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式」を作成し掲載しております。この様式をベースに創意工夫の上活用していただけると幸甚です。

本事業の成果物が、福祉用具の利用安全に対する方策を策定するうえで参考になるとともに、福祉用具利用上の事故やヒヤリ・ハットの未然防止が図られ福祉用具サービスの質の向上に寄与することを期待するものです。

最後に本事業の企画及び実施にご指導賜りました検討委員の皆様並びにアンケートやヒアリング調査にご協力いただきました都道府県、市区町村、事業者の皆様方に心から御礼申し上げます。

令和４年３月
一般社団法人日本福祉用具供給協会

目次

1. 事業概要	1
1-1. 事業実施の目的	1
1-2. 調査の進め方	1
1-3. 委員会の実施	2
2. 調査計画検討の実施	3
2-1. 先行調査の整理	3
2-2. プレヒアリングの実施	13
3. アンケート調査の実施	19
3-1. 調査概要	19
3-2. 調査結果	21
(1) 都道府県票・市区町村票	21
(2) 福祉用具貸与事業所票	62
(3) 福祉用具製造業者票	99
3-3. アンケート調査のまとめ	110
4. ヒアリング調査の実施	115
4-1. 調査概要	115
4-2. 調査結果	117
(1) 都道府県	117
(2) 市区町村	119
(3) 福祉用具貸与事業所	122
(4) 福祉用具製造業者	125
(5) レンタル卸業者	127
4-3. ヒアリング調査のまとめ	129
5. 本調査のまとめと今後の課題	136
5-1. 本調査のまとめ	136
5-2. 今後の課題	144
6. 参考資料	146
6-1. 都道府県票	146
6-2. 市区町村票	150
6-3. 福祉用具貸与事業所票	155
6-4. 福祉用具製造業者票	163
6-5. 福祉用具貸与事業所向けの事故報告書（案）	167
6-6. 福祉用具貸与事業所向けの事故報告書（案）＜変更のポイント＞	169
6-7. 【参考】厚生労働省「介護保険施設等における事故報告の様式」（令和3年3月19日付）	171